

高岡開町 400 年記念事業シンボルマーク・キャッチフレーズなどの使用に関する要綱

(目的)

- 1 この要綱は高岡開町 400 年記念事業シンボルマーク・キャッチフレーズなど(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(種類等)

- 2 この要綱でいうロゴマーク等とは、以下のものをいう。

- (1) シンボルマーク
- (2) キャッチフレーズ
- (3) マスコットキャラクター
- (4) その他、高岡開町 400 年記念事業実行委員会が開町 400 年記念事業(以下「記念事業」という。)の広報活動のために制作したもの。

(承認)

- 3 ロゴマーク等を使用しようとする者は、高岡開町 400 年記念事業実行委員会々長(以下「会長」という。)の承認を受けなくてはならない。

(申請)

- 4 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者は、事前にロゴマーク等使用承認申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて会長宛提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業内容のわかるもの)
- (2) 当該ロゴマーク等の使用方法がわかるもの
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(申請書の省略)

- 5 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) その他、会長が申請を必要としないと認めた場合

(許可)

- 6 会長は、開町 400 年記念事業の基本理念にふさわしい申請については、ロゴマーク等使用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を許可しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
- (3) 記念商品にあっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで別に定める基準を満たしていない、またはそのおそれのある場合
- (4) その他、会長がロゴマーク等の使用が適当ではないと認めた場合

(使用)

7 ロゴマーク等は、別に定めるマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(取消・中止)

8 会長は、次に掲げるいずれかの場合、ロゴマーク等の使用許可を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

- (1) 使用者が、この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用許可条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) ロゴマーク等に関する著作権を侵害したとき

(無許可の使用)

9 会長は、ロゴマーク等の無許可使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

10 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。